

国民健康保険関係証票取扱要領

昭 43. 5. 20	民第 547 号局長通知
昭 49. 9. 4 改正	民第 1283 号局長通知
昭 54. 9. 25 改正	民第 1502 号局長通知
昭 63. 3. 31 改正	民第 3254 号局長通知
平 13. 3. 30 改正	民第 3793 号局長通知
平 14. 4. 25 改正	健福第 450 号局長通知
平 15. 4. 1 改正	健福第 1403 号局長通知
平 16. 4. 14 改正	健福第 381 号局長通知
平 17. 4. 13 改正	健福第 478 号局長通知
平 19. 4. 1 改正	健福第 108 号局長通知
平 23. 4. 1 改正	健福第 91 号局長通知
平 24. 3. 30 改正	健福第 6729 号通知
令 6. 5. 1 改正	福祉第 247 号局長通知

国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 44 条 様式第 5 において規定する「国民健康保険検査証」、大阪市国民健康保険条例施行規則（昭和 36 年大阪市規則第 23 号）において規定する 第 1 号様式「国民健康保険徴収員証」及び第 2 号様式「財産差押職員証」（以下「証票」という。）の取扱については、この要領によるものとする。

1 取扱責任者

証票の発行事務取扱責任者は、福祉局生活福祉部保険年金課長及び保険年金業務を所管する区役所（以下「区」という。）課長又は担当課長とする。

2 交付対象者

（1）国民健康保険検査証

国民健康保険の資格及び保険料その他の賦課並びに保険給付に係る事務に従事する本市職員

（2）財産差押職員証

国民健康保険の保険料その他の徴収金の滞納処分に係る財産差押に従事する本市職員

（3）国民健康保険徴収員証

国民健康保険の保険料並びに保険給付返還金及び第三者行為による損害賠償請求金等の徴収金に係る事務に従事する本市職員で、分任出納員、現金取扱員、区出納員及び区現金取扱員に任命されている者

3 交付

- (1) 本市職員が異動又は新規採用等により前項のいずれかの事務に従事することとなったときは、取扱責任者は、当該職員に証票を交付する。
- (2) 証票の交付にあたっては、福祉局生活福祉部保険年金課及び窓口サービス課に証票交付簿を備え、証票の交付状況を明確にしておく。
- (3) 証票の交付番号は、職員番号をもってあてる。

4 返還

証票の交付を受けた職員は、次の各号に該当するときはただちに当該証票を取扱責任者に返還しなければならない。

- (1) 転勤・休職・解職又はその職務に従事しなくなったとき
- (2) 退職又は死亡したとき
- (3) 証票の有効期間が経過したとき
- (4) その他亡失後証票が発見されたとき

5 更新時期等

証票の有効期間は1年間とし、その更新は毎年5月1日とする。ただし、国民健康保険検査証についてはこの限りではない。

なお、年度途中に発行した証票（ただし、国民健康保険検査証を除く。）についても、5月1日に更新すること。

6 亡失等の事故措置

- (1) 証票を亡失したときは、当該職員はただちにそのてん末を記載した亡失届けを取扱責任者に提出する。
- (2) 取扱責任者は、亡失にかかる証票の無効について、市公報に公告の手続きを取る。

7 廃棄処分

- (1) 更新等により不要となった証票は無効表示のうえ、毎年更新後に廃棄処分をおこなうこと。
- (2) 廃棄処分は、証票交付簿に返還年月日、事由、処分年月日等を記入し、決裁のうえすみやかに処分するものとする。

附 則 (昭 43.5.20 民第 547 号 局長通知)
この要領は、昭和 43 年 6 月 1 日から実施する。

附 則 (昭 49.9.4 民第 1283 号 局長通知)
この要領は、昭和 49 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 (昭 54.9.25 民第 1502 号 局長通知)
この要領は、昭和 54 年 10 月 1 日から実施する。

附 則 (昭 63.3.31 民第 3254 号 局長通知)
この要領は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 13.3.30 民第 3793 号 局長通知)
この要領は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 14.4.25 健福第 450 号 局長通知)
この要領は、平成 14 年 5 月 1 日から実施する。

附 則 (平 15.4.1 健福第 1403 号 局長通知)
この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 16.4.14 健福第 381 号 局長通知)
この要領は、平成 16 年 4 月 14 日から実施する。

附 則 (平 17.4.13 健福第 478 号 局長通知)
この要領は、平成 17 年 4 月 13 日から実施する。

附 則 (平 19.4.1 健福第 108 号 局長通知)
この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 23.4.1 健福第 91 号 局長通知)
この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (平 24.3.30 健福第 6729 号 通知)
この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令 6.5.1 福祉第 247 号 局長通知)
この要領は、令和 6 年 5 月 1 日から実施する。